

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和6年4月1日

福岡市交通局営業課

1. 公募の趣旨

本業務については、毎月5万部以上を発行している福岡の地元情報誌（フリーペーパーを除く）に、地下鉄利用を促進するお出かけ情報を内容としたタイアップ広告（記事広告）を表4（裏表紙）始まりで掲載し、当該タイアップ広告の抜き刷り冊子及び電子BOOKの製作を行うとともに、当該タイアップ広告に掲載の施設や店舗等を誘致して、沿線の魅力をプロモーションするための集客イベント及びキャンペーンを企画・運営するものである。そのため記事広告掲載を自社で実施している必要があることから、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、企画競争を実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

地元情報誌へのタイアップ広告掲載等業務委託

(2) 登録業種

広告宣伝

(3) 請負契約等の内容

- ・地元情報誌（フリーペーパーを除く）への表4（裏表紙）始まりでのタイアップ広告掲載（年3回、16ページ程度/回）
- ・上記タイアップ広告の抜き刷り冊子及び電子BOOKの製作（年3回、16ページ程度/回）
- ・上記タイアップ広告に掲載の施設や店舗等を誘致して、沿線の魅力をプロモーションするための集客イベント及びキャンペーンを企画し、沿線の大型商業施設等において運営・実施（年に各1回以上）

(4) 履行期間（予定）

令和6年5月上旬～令和7年3月31日

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿において、2.（2）の登録業種区分の名簿に登載されていること。ただし、当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿の申請区分業種にない請負契約等を発注する場合を除く。
- (3) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 福岡市内に本業務委託に対応できる営業所を有していること。
- (2) 福岡の地元情報誌（フリーペーパーを除く）を毎月、1回あたり5万部以上発行していること。
- (3) 直近3年以内に、沿線の大型商業施設等において、店舗等を誘致した集客イベントを企画・運営した実績を有すること。

5. 手続等

- (1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

- ① 配布期間

令和6年4月1日～令和6年4月15日までの（閉庁日を除く。）毎日、9時から17時まで

- ② 配布場所

交通局営業部営業課

所在地 福岡市中央区大名2丁目5番31号

電話 092-732-4209 内線 4209

担当 鈴田、松尾

- ③ 配布方法

配布場所において配布します。

- ④ 配布書類

公募説明書、概要書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和6年4月2日～令和6年4月15日までの（閉庁日を除く。）毎日、9時から17時まで

② 提出場所

(1) ②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

交通局営業部営業課

所在地 福岡市中央区大名2丁目5番31号

電話 092-732-4209 内線 4209

担当 鈴田、松尾

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の企画競争を中止する場合がある。